

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の指定(医務業事課)
- 指定老人訪問看護事業者からの指定に係る事項に変更があった旨の届出(々々)
- 種畜証明書の交付(畜産課)
- ◇ 内水面漁 平成七年度第五種共同漁業権者に係る増殖目標
- 管委告示

告 示

鳥取県告示第三百二十号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定老人訪問看護事業者の名称

社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会

二 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

三 老人訪問看護ステーションの名称

鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗

四 老人訪問看護ステーションの所在地

境港市米川町四四

鳥取県告示第三百二十一号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十七の六の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者から開設者の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定訪問看護事業者の名称	老人訪問看護ステーションの名称	変更事項	変更後	変更前	届出年月日
社会福祉法人 敬 仁 会	ル・サンテリオン 老人訪問看護ステーション	開設者の所在地	倉吉市上井 二五一一	倉吉市山根 五五	平成六年 八月二十四日

鳥取県告示第三百二十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成七年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種番証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は 所在地及び氏名又 は名称
					父	母		
平6 鳥取県臨 第5号	糸城5	黒毛和種	平成5年 12月28日	東伯郡東伯町	糸北鶴	ますおさつき	1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場
平6 鳥取県臨 第6号	高杉	々	平成5年 12月30日	西伯郡名和町	高森	はるなふじ	々	々

内水面漁場管理委員会告示三

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が、平成七年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

平成七年四月七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

第五号 内共		第四号 内共		第三号 内共		第二号 内共		第一号 内共		番号	免許	第五種共同漁業者
合業協同組		合業協同組		系漁業協同組合		合業協同組		合業協同組		の名称	漁業権者	
東郷池		湖山池		日野川水系に係る河川		天神川水系に係る河川		千代川水系に係る河川		区域	漁場の	種 苗 の 放 流 目 標 量
				九五〇		三二〇		九五〇	(千尾)	あゆ		
				一〇		六		一〇	(千尾)	にし ます		
				一一		一〇		一一	(千尾)	い わ な		
				一一〇		五〇		一一〇	(千尾)	や ま め		
				五		五		五	(千尾)	隆 海 性 あ ま ご		
二五		四〇		五〇		五		一〇	(千尾)	こ い		
六〇		四〇							(千尾)	ふ な		
八〇		五〇							(キログラム)	う な ぎ		
〇〇〇		〇〇〇							(千粒)	さ わ か		
四〇〇		六〇〇							(平方メートル)	お の 産 卵 床 の 造 成		
〇一〇〇		〇二〇〇							(平方メートル)	え び の 増 殖 場 の 造 成		
六									(回)	放 流 み 上 げ 及 び 汲 道 開 削 め の 魚 長 の た 上 の 助 魚 の そ ご の 種 い ら び 及 び せ い		

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長一〇センチメートル以上のものとする。